

金沢市シェアハウス再生空き家活用補助金交付要綱

令和6年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成27年条例第54号）第18条の規定に基づき、居住誘導区域又は防災まちづくり協定区域においてシェアハウス再生事業を行う者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）第2条第2項に規定する居住誘導区域をいう。
- (2) 防災まちづくり協定区域 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年条例第8号）第20条第1項の規定により市民等が市長と防災まちづくり協定を締結した区域をいう。
- (3) シェアハウス再生事業 自らが所有する空き家においてシェアハウス用に改修工事を行う事業をいう。
- (4) 空き家 建築から1年を経過した専用住宅又は併用住宅で、現に使用していないものをいう。
- (5) 改修工事 空き家をシェアハウスに改修する工事（耐震改修工事等を除く。）で、市長が適当であると認めるものをいう。
- (6) シェアハウス 複数の入居者が共同生活を営むことができる住居で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令に適合すること。

イ 3人以上の入居者が入居可能であること。

ウ 入居者の個室が確保されていること。

エ 複数の入居者が共有することができる居間、台所、便所、洗面所、浴室等を備えていること。

オ 賃貸住宅として使用すること。

(7) 耐震改修工事等 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）第2条第6号に定める耐震診断、同条第7号に定める耐震設計及び同条第8号に定める耐震改修工事をいう。

(8) 運営管理事業者等 空き家の所有者を代理して、シェアハウスの管理を行う不動産会社等の法人その他のものをいう。

(9) 動産処分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項の規定による許可を受けた者（以下「処分請負業者」という。）に請け負わせる補助対象である空き家内に使用されずに放置された状態の家具、寝具等の処分（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分を含む。）をいう。

（補助対象事業）

第3条 市長は、次に掲げる事項に適合するシェアハウス再生事業（以下「補助事業」という。）を行う空き家の所有者又は運営管理事業者等（以下これらを「補助事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で補助することができる。

(1) 空き家が居住誘導区域又は防災まちづくり協定区域の区域内にあること。

(2) 空き家の当初の建築年次が昭和26年以後であること。

(3) 空き家が昭和56年5月31日以前に建築され、又は建築の工事に着手したものである場合は、市長が別に定めるところにより耐震改修工事等を行うものであること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助事業に要する費用の3分の2に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。

2 補助事業者が動産処分を処分請負業者に請け負わせる場合の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、動産処分に要する費用の2分の1に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、100,000円を超えないものとする。）を加算した額とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 設計（耐震改修工事等を除く。）及び工事監理に要する費用
 - (2) 改修工事（耐震改修工事等を除く。）に要する費用
 - (3) 改修工事に伴う空き家の残置物処分等に要する費用
 - (4) 空き家の不動産登記に要する費用
 - (5) その他居住するための整備に要する費用として市長が認めるもの
- （補助金交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ市長が別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たって、必要があると認めるときは、当該空き家について立入調査を行うものとする。この場合において、当該申請をした者は、調査に協力しなければならない。

（補助金交付変更申請）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長が別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の内容と異なる事業を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しよ

うとするときは、市長が別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

（事業の未完了報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を予定期間内に完了できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況について、市長が別に定める報告書により市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

（完了実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに市長が別に定める実績報告書により、市長に報告するものとする。

（額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の額の確定後、補助事業者から提出される請求書に基づき、当該補助事業に対し補助金を交付するものとする。

（適用除外）

第15条 市長は、次に掲げる場合には、補助金を交付しない。

- （1）当該補助事業について、この要綱に規定する補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受ける場合
- （2）補助事業者が市税を滞納している場合

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第12条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。